

南監第11号  
令和5年8月7日

南関町長 様  
南関町議会議長 様  
南関町教育長 様  
南関町選挙管理委員会委員長 様  
南関町農業委員会会长 様

南関町監査委員 良田 和彦  
南関町監査委員 立山比呂志



令和5年度第一回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第14条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

## 令和5年度第一回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第4条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

### 記

#### 1. 監査の期日

令和5年7月3日から7月27日までの間において、11日間にわたり別表「実施日程」のとおり実施した。

#### 2. 監査の対象

##### (1) 事項及び範囲

- (ア) 令和4年度決算状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和5年度予算執行計画及び実施状況について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

##### (2) 提出書類

- (ア) 令和4年度執行状況に関する調べ（様式1号、様式2号）
- (イ) 職員の配置及び事務分担表（様式3号）（令和5年7月1日現在）
- (ウ) 職員の現員調（様式4号）（令和5年7月1日現在）
- (エ) 令和5年度主な事務事業の年間計画とその執行状況調（様式5号）
- (オ) 令和4年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (カ) 収入未済額（滞納状況調）（ただし、該当する課のみ）

#### 3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか。
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか。
- (3) 関係諸帳簿は、整理されているか。
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか。
- (5) 職員の配置及び事務分担が適正になされているか。

#### 4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では、「収入未済の理由」、歳出については、「執行率が85%未満の科目についての理由」また、「流用、充用に至った理由」について等別添資料により詳細な説明を受けた。

併せて、令和5年度の主な事務事業の年間計画とその執行状況の説明を受けた。

#### 5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、予算の執行を含め、関係諸帳簿とも概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

令和4年度は、依然として国の財政状況は厳しさの一途にあるが、町財政は厳しいながらも健全な運営がなされている。

## (1) 共通的事項

- ① 新庁舎移転後も適切な事務処理が行われている。  
コロナ禍等の影響による事業や会議の中止に伴い、不用額の補正漏れや、止むを得ない繰越事業、流用・充用があるものの、税収の落込みもなく、概ね良好に執行された。
- ② 新庁舎移転に伴う維持費の増大、また、うから館等の施設整備に伴う支出額の増大が見込まれる中、今後も全課において節約に取り組まれたい。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが5類となり、コロナ禍前の状況にもどりつつある。各業務が正常化していく中、権限移譲等により業務増大していく一方である。厳しい状況の中、住民サービスを維持・向上させていくためには、国補助金等を活用した事業の実施を積極的に行い、それに伴う人員確保を含めた体制整備を図っていくことが必要である。
- ④ 令和6年度から相続登記が義務化される。あらゆる分野での業務煩雑化が予想されるが、関係部署間での連携のもとに準備をされたい。  
また、町が関与する貸地・借地においても相手方からの相談が増える可能性がある。対象地に応じて条件等を精査し、都度、財産処分及び借地購入を検討されたい。

## 2) 収入・支出事務

- ① 令和4年度末における収入未済額（現年分及び滞納繰越分）は、次のとおりである。

町税	141 件	3,937,182 円 (対前年比 68.9% 増)
国民健康保険税	97 件	7,600,335 円 (対前年比 16.4% 増)
公営住宅使用料	30 件	4,595,510 円 (対前年比 14.4% 増)
定住促進住宅使用料	8 件	2,525,980 円 (対前年比 23.7% 増)
駐車場使用料(公営住宅)	36 件	5,400 円 (対前年比 71.4% 増)
駐車場使用料(定住促進)	17 件	17,000 円 (対前年比 325.0% 増)
専用水道使用料	73 件	209,190 円 (対前年比 16.8% 増)
下水道使用料	1,556 件	6,186,390 円 (対前年比 0.3% 減)
浄化槽使用料	368 件	1,007,090 円 (対前年比 30.3% 増)
児童福祉費負担金(保育料)	12 件	260,960 円 (対前年比 17.4% 減)
介護保険料	235 件	2,220,078 円 (対前年比 1.5% 減)
後期高齢者医療保険料(普徴)	23 件	23,200 円 (対前年比 60.5% 減)
計	2,596 件	28,588,315 円 (対前年比 15.7% 増)
未返還 (まちづくり課)		
関所つ子応援金	5 件	778,000 円
結婚報奨金	1 件	50,000 円

滞納額は増加したものの、賦課・徴収とも適切に対応されている。

各課は連携をさらに強化し、それぞれの滞納額の減少に努められたい。

町徴収金の公平、公正な納付という見地から、また、貴重な自主財源であることから、より一層の徴収率の向上を図る必要がある。

## ②不納欠損

町税・国民健康保険税等の不納欠損が下記のとおり行われたことについては、やむを得ない理由があるものと思慮されるものの、納税相談や実態調査をより強化して時効中断等法的措置を十分行い、安易に不納欠損処分に至らないよう努めるべきである。

- i 地方税法第18条第1項（消滅時効：時効5年）の規定に基づくもの
    - ・町税 0件 0円（対前年比 同）
    - ・国民健康保険税 0件 0円（対前年比 同）
  - ii 執行停止に係るもの・18条の1
    - ・町税 8件(8名) 149,302円（対前年比 21.2%減）
    - ・国民健康保険税 5件(5名) 136,200円（対前年比 81.5%減）
  - iii 地方税法第15条の7第4項（執行停止：時効3年）の規定に基づくもの
    - ・町税 21件(21名) 268,907円（対前年比 73.9%増）
    - ・国民健康保険税 25件(25名) 986,245円（対前年比 259.7%増）
  - iv 地方税法第15条の7第5項（即時消滅）の規定に基づくもの
    - ・町税 29件(28名) 463,800円（対前年比 86.1%減）
    - ・国民健康保険税 7件(7名) 687,903円（対前年比 77.2%減）
  - v 介護保険法第200条第1項（時効2年）の規定に基づくもの
    - ・介護保険料 68件(18名) 581,280円（対前年比 38.3%減）
  - vi 高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定に基づくもの
    - ・後期高齢者医療保険料 0件(0名) 0円（対前年比 皆減）
  - vii 地方自治法第236条第1項（時効5年）の規定に基づくもの
    - ・保育所運営費負担金 0件(0名) 0円（対前年比 同）
  - viii 地方自治法第236条第2項（時効5年）の規定に基づくもの
    - ・下水道使用料 9件(3名) 41,660円（対前年比 77.9%減）
    - ・浄化槽使用料 0件(0名) 0円（対前年比 同）
  - ix 民法第145条（時効5年）の規定に基づくもの
    - ・住宅使用料 0件(0名) 0円（対前年比 皆減）
- 計 172件(115名) 3,315,297円（対前年比 63.4%減）

## ③予算の流用・充用について

緊急性もありやむを得ない場合に限りという原則を徹底し、極力補正予算での対応に努めると共に、当初予算要求時に充分考慮すべきである。

## (3) 財産管理・施設管理事務

### ①財産管理について

普通財産の払い下げ1件（豊永）22,400円執行された。

今後も払下げ可能な物件は、財産処分を行うべきである。

あわせて、現借地の購入検討も継続していくべきである。

### ②施設管理について

全体的に建物及び周辺整備については、一部指導する箇所もあったが、適宜修繕も実施され、概ね良好に管理されていた。

(4) その他の事項

帳票・帳簿類については、その都度、担当者へ指摘を行い改善を指導した。

(別 表)

実施日程

期 日	午 前	午 後
7月 3日 (月)	南町民センター・議会事務局	まちづくり課・会計課
7月 4日 (火)	第一小学校・第三小学校・第四小学校・第二小学校・中学校	
7月 5日 (水)	農業委員会・経済課	
7月 6日 (木)	福祉課	
7月 7日 (金)	教育課(図書館含む)・給食センター	
7月 10日 (月)	健康推進課	
7月 14日 (金)	税務住民課	
7月 24日 (月)	建設課	
7月 25日 (火)	総務課	
7月 26日 (水)	各施設	各施設
7月 27日 (木)	各施設	—

26日 (水) 各施設

9時40分頃～10時00分頃まで (20分)	定住促進住宅
13時05分頃～13時25分頃まで (20分)	B&G海洋センター
13時35分頃～14時05分頃まで (30分)	南関浄化センター
14時10分頃～14時40分頃まで (30分)	ふれあい広場
14時50分頃～15時20分頃まで (30分)	交流センター
15時25分頃～16時00分頃まで (35分)	農就センター・農村広場

27日 (木) 各施設

9時00分頃～9時30分頃まで (30分)	せきすい斎苑
-----------------------	--------

南監第29号  
令和6年2月19日

南関町長 様  
南関町議会議長 様  
南関町教育長 様  
南関町選挙管理委員会委員長 様  
南関町農業委員会会长 様

南関町監査委員 良田 和彦  
南関町監査委員 立山 比呂志



令和5年度第二回定期監査の結果について（報告）  
地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第14条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

## 令和5年度第二回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

### 記

#### 1. 監査の期日

令和6年1月22日から2月9日までの間において、15日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

#### 2. 監査の対象

##### (1) 事項及び範囲

- (ア) 令和5年度予算の執行状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和5年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

##### (2) 提出資料

- (ア) 令和5年度予算執行状況に関する調（様式1号・様式2号）
- (イ) 令和5年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画調（様式5号）
- (ウ) 令和5年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (エ) その他必要と思われる説明資料
- (オ) 滞納状況調（該当する課のみ）

#### 3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか
- (3) 関係諸帳簿は整理されているか
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか

#### 4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では執行率100%未満、歳出では執行率70%以下の科目について、監査対象課等より詳細な説明を受けた。併せて今後の決算見込みについて、事務事業の執行計画を基に説明を受けた。

## 5. 監査の結果

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、業務はコロナ禍前の状況にほぼ戻りつつある。

慌ただしい中にも事業及び予算執行については、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

今後は、コロナ禍時は交付を受けることができていた負担金・補助金等が削減されることに伴い、厳しい財政運営が心配される。

歳入においては、新規補助金等の確保に努められるとともに、滞納繰越分も含めたより一層の収納率向上を望むものである。

歳出においては、確実な予算の執行と適正な事務処理を求めるものである。

令和6年度から大規模な歳出を伴う事業が控えており、一層の厳しい財政運営が続くものと思われる。今後も効率的かつ適正な緊縮財政に努められたい。

### (1) 共通的事項

#### ① 滞納金の整理について

令和5年12月31日現在における町税等の滞納繰越分収入未済額は、16,667,562円（前年同期14,508,995円）となっている。

滞納処分等法的手続きはもとより、状況に応じた収納努力がうかがえる。しかしながら、滞納額は依然として多額であり、現年度分の収納と併せて滞納額の減少を図る必要がある。

#### ② 流用・充用について

流用・充用については、緊急でやむを得ないものであるが、出来る限り補正予算の議決を得ての執行を求めた。

#### ③ 歳入・歳出ともに年度末を迎えるにあたり、決算見込み額を精査し検約に努め、不用額の減少に努めるよう指導した。

#### ④ 職員の欠員への補充、人材育成に努め、適切な人事管理と指導改善を求める。

#### ⑤ 出退勤管理システムにより、終業後の時間外勤務の把握のみならず、開庁前の時間帯での出勤者が多くいることについて把握できた。

このことについて、今後の働き方改革やワークライフバランスの推進の検討材料とし、分析検討を進めていただきたい。

### (2) 施設管理について

施設の内外、帳簿類は、概ね良好に管理されていた。しかし、建物、備品等に老朽化が進み、一部施設において早急な補修・改修等を要するものが見受けられた。

## (別表)

## 監査の実施日程

期 日	午 前	午 後
1月 22日(月)	農業委員会	南町民センター
1月 23日(火)	会計課・議会事務局	まちづくり課
1月 24日(水)		福祉課
1月 25日(木)		税務住民課
1月 26日(金)	給食センター	第三小学校
1月 29日(月)		健康推進課
1月 30日(火)	中学校	第四小学校
1月 31日(水)	第一小学校	第二小学校
2月 1日(木)		経済課
2月 2日(金)		教育課
2月 5日(月)		建設課
2月 6日(火)		総務課
2月 7日(水)	総務課	取りまとめ
2月 8日(木)		取りまとめ
2月 9日(金)		取りまとめ

各施設 : 南町民センター 給食センター 各小学校 中学校